

司会（葉坂主幹）

< 1 開 会 >

本日はお休みのところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。
本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の葉坂と申します。よろしくお願いいたします。
それでは、ただ今から、第3回福島県復興計画評価・検討委員会を開催いたします。

司 会
企画調整部長

< 2 企画調整部長あいさつ >

はじめに、企画調整部長からごあいさつを申し上げます。
第3回福島県復興計画評価・検討委員会の開催にあたりましてごあいさつを申し上げます。
本日は、何かとお忙しい中、そしてまた遠くから、日曜日にもかかわらずご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
前回、9月21日に開催をいたしました第2回目のこの委員会では、復興計画の進行管理ということで、取組を推進するにあたっての課題、それから取組の方向性について、皆様から貴重なご意見をいただいたところでございます。
その際に皆様からいろいろいただいたご意見、情報の発信のあり方、それから女性、特に母親の視点での取組の必要性などについてご意見をいただいたところでございます。現在進めております復旧・復興の取組の中で、ご意見を取り入れられるものについては早速取り入れてまいりたいと考えていますし、今後、復興計画の見直しの中にも反映をさせてまいりたいというふうに考えております。
さて、本日でございますけれども、復興計画の見直しに関しましてご議論をいただきたいと考えております。ご承知のとおり、避難指示区域の見直し、それぞれ進んでおりますけれども、帰還をされる方、それから長期にわたり帰還できない方など、被災者の皆様の状況が変わってまいります。これらの動きに対応した新たな取組が必要でございますので、本日は事務局から論点をいくつか示させていただきますと考えておりますので、委員の皆様には、それぞれの専門のお立場、あるいは専門を離れた第三者の立場から、あるいは、まさに本県の被災者の立場などから、現場、現地ではどうなっているのか、今後どうなっていくのか等について、新たに取組に追加すべき事項はないか、そういうようなことについて忌憚のないご意見をいただければと考えております。
なお、本日いただきましたご意見につきましては、市町村からの意見、それから7つの地方振興局ごとに開催いたしました地域懇談会、そこでも各関係団体等からいろいろなご意見をお寄せいただいておりますので、そういう復興に関するご意見と併せまして、第2次の復興計画案に反映して、今月下旬に開催いたします第4回のこの委員会でもう一度皆様にご審議をいただきたいと考えております。その後、県議会でもご議論をいただいて、第2次の復興計画として年内に決定をし、来年度以降の復興の取組に反映してまいりたいというふうに考えており

| | |
|--------|--|
| 司 会 | <p>ます。</p> <p>それでは、本日も皆様から忌憚のない意見を幅広くいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> |
| 司 会 | <p>< 3 会長代行あいさつ ></p> <p>続きまして、鈴木会長は本日所用により欠席でございますので、石森会長代行よりごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> |
| 石森会長代行 | <p>石森でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。</p> <p>ご多忙の中、また、今日は日曜日ということでございますが、委員の皆様方、それから県職員の皆様方、本当にご苦勞さまでございます。今、ご紹介がございましたように、鈴木会長がどうしても所用があるということで、会長代行ということになっておりますので、その任にあたらせていただきたいと思います。大役でございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>この評価・検討委員会は、先ほど企画調整部長からお話がありましたように、3回目ということでございます。今回は、今日、ビジュアルに資料がございますけれども、「ふくしま復興のあゆみ」、12の重点プロジェクトについてのいろいろな見直しや評価を議論させていただいたわけでございます。そのときに、先ほど企画調整部長からありましたように、情報発信、これは県民にわかりやすくどういふふうに伝えていくかという点と、福島からいろいろな形で強力な発信をすべきだというような内容と、それから、やはり女性の参画、母親の目というようなものでこの復興計画を見直すことが大事ではないかという点、これが大きく皆さんと認識を共有されたという点でございます。</p> <p>本日は、鈴木会長からも、前回議論した2点、今日は避難地域の議論をするわけでありましてけれども、この2点も併せて議論してほしいという強いご意見もございましたので、この点も議論をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから、今回議論し、次回もまた議論してということで反映をされていくわけでございますけれども、今日のこの限られた時間の中で、具体的にこの復興計画、私も復興計画にかかわりましたけれども、非常に抽象的な部分が多ございますので、これに現実の生活のいろいろな意見を取り入れながら中身の濃いものにしていければなど、こう思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 司 会 | <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。</p> |
| | <p>まずはじめに、福島県復興計画評価・検討委員会次第、それから、福島県復興評価・検討委員会出席者名簿、なお、出席者名簿のほうでは、本日、蜂須賀委員が出席となっておりますが、所用により欠席とのご報告を受けておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。その次に座席表、それから、福島県復興</p> |

計画評価・検討委員会設置要綱及び委員名簿、それから、資料1といたしまして「福島県復興計画の見直しについて」、それから、参考資料といたしまして「ふくしま復興のあゆみ（平成24年10月29日版）」、そのほかに、福島県復興計画の冊子と、それからA3カラー刷りといたしまして、「福島県復興計画（第1次）重点プロジェクト」の1枚をお配りしておりますが、不足等はないでしょうか。

なければ、これ以降は会長代行のほうに議長をお願いしたいと存じます。石森会長代行、よろしく申し上げます。

< 4 議 事 >

議長（石森会長代行）

それでは、ここから議事に入りたいと思います。

まず、今日の議事でありますけれども、議事（1）「復興計画の見直しについて」でございます。最初に、本委員会での議論の進め方について事務局より説明いただいた後に議論に入りたいと思います。

事務局、よろしく願いいたします。

復興・総合計画課長

復興・総合計画課、松崎と申します。それでは説明をさせていただきます。

まず、議論の進め方の前に、復興計画を少し再確認というかおさらいをさせていただきたいと思います。厚い「復興計画（第1次）」という冊子をご覧くださいと思います。併せて、A3のカラー刷りの重点プロジェクトも見ていただきたいと思います。

まず、開けていただきまして、目次があるかと思いますが、構成であります。基本理念、それから主要施策がありまして、主要施策の中は重点プロジェクト、それから、その重点プロジェクトの具体的な事業が書いてある具体的取組と主要事業、それから地域別の取組、この地域別の取組というのは、その上の具体的取組と主要事業のうち、それぞれの地域に特徴的なものを改めてまとめたところとあります。それから、復興の実現に向けてというところがあるかと思いますが。

さらにもう一枚開けていただいて、ここにも構成がありますけれども、基本理念を確認させていただきたいと思います。「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」、それには県内の全基廃炉を求めるとことです。それから、「ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」、それから、「誇りあるふるさと再生の実現」ということを基本理念にしているということでもあります。

それから、主要施策の中では12の重点プロジェクトを掲げていると、それを一覧表にしたものが先ほどのカラー刷りのものであります。それから、その具体的な取組と主要事業があつて、地域別の取組というようなことが書いてあるということです。

それでは、カラーのほうの重点プロジェクトのほうをご覧くださいと思います。重点プロジェクト、12個ありますけれども、「安心して住み、暮らす」という視点、「ふるさとで働く」という視点、それから「まちをつくり人とつながる」という視点で、それぞれ4つずつ、横のほうに見ていただくとわかると思う

のですけれども、それぞれ4つずつプロジェクトが掲げられています。

上段、「安心して住み暮らす」は、環境回復、いわゆる除染を進めようという話、それから生活再建支援ということで、避難者の生活再建をしていこうと、それから、3ということで、県民の心身の健康を守るプロジェクト、健康管理調査をはじめとするプロジェクトであります。それから未来を担う子ども・若者育成ということで、安心して子どもを育てられる環境づくりをしていこうというような話です。

それから2段目、中段であります「ふるさとで働く」、産業の面であります。農林水産業再生、それから商工業を中心とする中小企業等の復興、それから、今回の災害を受けて特に福島県として再生可能エネルギーを推進するという、それから医療関連産業の集積を図るということを掲げております。

それから一番下の段、「まちをつくり、人とつながる」、まちづくりとかにぎわいづくりとかコミュニティというところでもありますけれども、きずなづくりプロジェクトということで、県内外避難者とのきずなづくり、それから他県の皆様方からの協力をもらうための他県への情報発信、それから観光交流、それから津波被災地のまちづくり、それから県土連携軸・交流ネットワークということで、県のインフラの整備というものを12のプロジェクトに掲げたところでもあります。

このうち、今回の見直しが、後でご説明いたしますけれども、特に2の生活再建ということで、今回、区域見直しがされまして、長期避難が余儀なくされているということでもありますので、この生活再建支援のプロジェクトを重点的に追加をしていくというようなことを考えているわけでもありますけれども、この生活再建プロジェクトに関して、プロジェクトということではありませんけれども、県の組織体制としてこの4月から、半年前から、避難地域の復興、帰還を目指すということで、避難地域復興局というものをつくって、避難指示のあった市町村の帰還、それから復興全般を担当する、庁内と市町村をつなぐ窓口となる避難地域復興局という組織をつくっております。それから、避難地域かどうかにかかわらず、避難者・被災者の支援をするということを担当する避難者支援課というものも県庁の中につくっているというところでもあります。

それでは、重点プロジェクトの説明は以上にしまして、復興計画の見直しのペーパー、資料の1をご覧くださいと思います。

資料の1、復興計画の見直しの視点ということで、先ほども申し上げましたが、今回の見直しの視点、大きなものとしては、避難指示区域の見直しに伴う避難者への支援、これについて必要な取組を追加していくということでもあります。もう少し具体的に言いますと、今、避難地域の町村で町外コミュニティをつくろうという構想がございます。これに関する取組で県としてやれることはどういうことなのかと。それから、逆に今度は帰還をすると決めたほうでありますけれども、なかなか帰還が進まないということでもあります。これを加速するためにどんな取組が必要なのかという視点、それから自主避難、それから帰還しないという方々に対してもどんな取組ができるのかということ論点にしたいということでもあります。

それからもう一つ、復興計画の進捗状況に関する意見を踏まえた見直しということでありまして、復興計画の進行管理をして、先ほどもご紹介がありましたように、先日、皆様方からご意見をいただいております。その中で、情報発信をもう少し一生懸命やったほうがいいのではないかとご意見をいただきました。それから女性、特に母親の視点からの事業構築などが必要なのではないかとご意見もいただいております。そういう意見を踏まえた意見を踏まえた見直しということが2つ目であります。

それから、見直しの手順ということで、手順ということでもないのでけれども、下にあるように、今回、A・B・C・D 4つの論点を出しておりますので、それごとに取組を洗い出すというか、皆様方からご意見をいただきたいと思えます。

まず「人」ということで、県内避難者、県外避難者、帰還しないことを決めたという方々に対する取組、それからBとして環境整備ということで、長期避難者の生活拠点等、これがいわゆる町外コミュニティというふうに言っているものがありますけれども、それに関する者、それから帰還を加速する取組、それからCの制度として、避難者を支えるための制度及び仕組み、こういうものに関してどういふものが必要かということ。それからDとして、これが前回意見をもらったものであります、情報発信や女性をはじめとした県民との連携をどういふふうにして進めていくのかというようなこと。こういうことに関して本日ご意見をいただきたいということでもあります。

それから、11月、今月の下旬に、今日のご意見を踏まえて見直し案というものを事務局のほうで作成いたしますので、それに関してご意見をいただくというようなことを考えているところであります。

それから、参考までに、現在の計画のどの部分を見直す想定をしているのかというのが3のところでもあります。先ほどご紹介をしました重点プロジェクトのうち、2番目の「生活再建支援プロジェクト」、これが中心になるのかなというふうに思っております。それから、「地域別の取組」については、特に帰還困難区域が設定される双葉地域が中心になるのかなというふうに思っております。それから、情報発信だとか、女性をはじめとした県民等との連携という観点から、最後の「復興の実現に向けて」というところも考えられるのかなというふうに思っています。

ただ、これはあくまで我々の想定でありまして、これから皆様方のご意見も踏まえますと、これ以外の部分も該当するのかなというふうに思っているところであります。

進め方については以上であります。よろしく願いをいたします。

ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局の進め方の説明に対して、何かご意見、ご質問があればお願いしたいと思えますが、ございますか。その手順でまいってよろしゅうございますか。それでは、その手順でまいりたいと思えます。

では、復興計画の見直しの内容の検討に移りたいと思えますので、事務局から

議 長

説明をお願いいたします。

それでは引き続きご説明をさせていただきます。

まず、中身に入る前に、また少し別の話をさせていただきたいと思っておりますけれども、「復興のあゆみ」をお手元にお配りしてあります。参考資料の「ふくしまの復興のあゆみ」であります。先日、皆様方には進行管理ということで復興計画のそれぞれのプロジェクトごとにご意見をいただいたところでありますが、それも含めて、現在、福島県がどのように復興しつつあるのか、復興がまだ十分進んでいないという点も含めて、県民の皆さんに情報を提供するというのを目的につくった資料であります。

その状況については、なるべく見えるようにグラフなどのデータによって確認するというような仕組みになっているということでもあります。詳しい説明は省略いたしますけれども、1ページでは、復興計画の理念、復興計画に基づくそれぞれの予算の状況、それから、2ページ、3ページでは、除染それから健康管理、4ページでは被災者の状況、5ページから7ページでは農林水産業をはじめとした産業の状況、8ページでは社会基盤、インフラの復旧状況・整備状況などをなるべく数値化して出しているということでありまして、これからもデータを更新して公表を重ねていくという考えであります。先日、情報発信が重要だということをお話しして、そういうものをつくったというご紹介であります。

それでは、資料の1に戻っていただいて、3ページをお願いしたいと思います。併せて、復興計画の厚いほうの冊子の9ページも一緒に見ていただきたいと思います。

「生活再建支援プロジェクト」であります。ここが中心になるとお話をいたしましたけれども、まずこの一番上のところに表題があって、その下に「目指す姿」というところがあります。現在は、被災者が安心して暮らすことができる環境の整備と雇用の確保により生活再建が進んでいるというのを目指すというふうにご案内しておりました。

今回の見直しでは、3ページにありますように、ここを「帰還する避難者、長期避難者など被災者それぞれが置かれた状況に応じた、よりきめ細かな支援が行われ、全ての県民が安心できる生活を取り戻している」というように変えたいというふうに思っております。ここに帰還をする避難者と長期避難者と、そういうふうに分かれるということで、それぞれに応じた支援が必要だということをお話ししているということでもあります。

それから、資料の4ページ、5ページであります。ここでは、避難されている方々に必要と思われる取組を1から8に分けて整理をしております。現在進めている取組も含めて、長期化する避難生活における安心の確保のために必要と考えられる取組を記載しているところであります。それから、県内に避難されている方と県外に避難されている方、同じ取組でもやり方などが異なるということも考えられますので、4ページのほうに県内避難者、5ページのほうに県外避難者というふうに分けているところであります。

まず、県内避難者のほうを見ていただきたいと思います。前回の意見もありま

して、情報が大事だというご意見を多数いただきました。その観点から、現計画には記載はしていなかったところでありすけれども、今回は、その情報ということ新たに位置づけをしたところでもあります。

それから、賠償でありますけれども、電話相談、専門家による相談などによる請求支援というものを考えているところでもあります。

それから、住環境に関しましてですけれども、ここでは特に県内自主避難への対応ということが大きな課題になっているかと考えているところでもあります。

続いて、保健、医療、福祉、ここでは、甲状腺検査、内部被ばく検査、それから避難の長期化に伴う心のケアや孤立化防止、子育て支援や介護サービス、障がい者福祉サービスの確保などを挙げております。

それから教育、子どもの就学機会の確保のほか、サテライト校の教育環境の整備などを記載しております。

それから、雇用でありますけれども、就職相談・職業訓練、それから企業の事業再開支援、営農再開、それから緊急雇用創出基金活用による雇用の確保などがあります。

それから、治安につきましては、仮設住宅とその周辺地域の治安維持、それから、帰還困難区域になったところの防犯、防火対策などが必要かというふうに考えているところでもあります。

続いて5ページ、県外避難者のところでもあります。基本的に項目立てなどは県内避難と同じとなっております。特徴的なところとしましては、まず情報のところで、ふくしまの今の姿をきちんと県外避難者に伝えるという視点を加えているところでもあります。

それから、住環境の整備、県外避難者は特にばらばらに住まわれているということもありますので、コミュニティの確保ということで、交流会の開催などによるというところを加えているところでもあります。あとは大体同じであります。治安については、実際にやるということは避難区域になったところの在宅の防犯・防火対策なのでありますけれども、そのことを伝えるということが重要だということで、ここに記載をしているということでもあります。

これらに関しまして、具体的な取組、あるいは、この記載項目以外のことに関して何かつけ加える点があればというところでご意見をいただきたいと思っております。

続いて6ページをお願いいたします。ここでは、帰還しないことを選択した人について、新しい生活に向けた再建支援、これがどんなものがあるのか、それから、どのようにつながりを維持していくのかというようなことについてご意見をいただければというふうに思っております。

それから、7ページであります。ここからは環境整備ということで、生活再建を進める環境の整備ということでもあります。まず1つ目として長期避難者の生活拠点ということでもあります。これがいわゆる町外コミュニティに関するところでもありますけれども、まずはじめに公営住宅など長期避難者の生活拠点であります。今の復興計画の中では明確にここは位置づけられておりませんでした。区域

見直しに伴いまして、県が果たすべき役割について計画にしっかり記載をするという考えであります。

それから、丸の2つ目でありますけれども、生活拠点に必要な役場機能の整備や保健・医療・福祉、教育サービスなどの提供に関して必要となるものにどういふものがあるのかということでもあります。それから、これらの機能については、受入自治体との調整も必要だと思いますし、その自治体の受入にあたっての支援ということも必要なのかなというふうに思っております。これは、長期避難を支えていくにあたってどういふことが必要になるかということに関して意見をいただければと思います。

続いて8ページであります。ここでは、旧・緊急時避難準備区域、それから、津波・豪雨災害等の被災地含めまして、帰還を加速する取組に関するところでありまして、復興計画の重点プロジェクトの分け方によってここは分けておりますけれども、まず、「安心して住み、暮らす」のところでもあります。

ここでは、除染の加速が必要かと思っております。それから、前回のご意見も踏まえまして、原子力発電所の廃炉作業の監視というところをつけ加えております。それから、市町村から廃棄物の迅速な処理を進めよというお話もいただいておりますので、その辺を記載しているところでもあります。それから、放射線に関しましては、住民説明会などによるリスクコミュニケーション、それから、食品の放射能濃度を測定する体制整備など、内部被ばく未然防止対策などが必要かというふうに思っております。それから、従来の生活を取り戻すための地域コミュニティの再生、生活インフラの整備、それから防犯対策の治安体制の整備なども必要かというふうに思っております。それから、住居につきましては、復旧・復興に従事する人の宿舎が足りなくなっておりまして、その確保、それから住宅の再建・確保に対する支援、公営住宅の整備なども必要と思っております。それから、保健・医療・福祉、教育のサービスについても、帰還するためには必要なものだというふうに思っているところでもあります。

それから、「ふるさとで働く」のところでもありますけれども、地元企業の事業再開に向けて、特区制度の活用であるとか、金融面での支援、補助制度、それから雇用の確保、就職相談・職業訓練、さらには企業誘致による働く場の確保、それから、農林水産業の再生などが必要だろうというふうに思っております。

それから、「まちをつくり、人とつながる」でありますけれども、復興に向かっている姿、帰還の判断材料となるような情報を発信していくことが重要だというふうに思っております。それから、津波・豪雨災害の被災地などでは、地域防災力を高める取組なども必要かなと思っております。それから、復興の基盤となる道路網の早期整備というものをここに記載しているところでもあります。

続いて9ページ、論点の3つ目であります。県内外の避難者を支える制度及び仕組みということでもあります。まず最初に、避難者が今どこにいるのかということ把握する仕組みが必要かというふうに思っております。今現在、県外避難者は5万9,000人というふうにいわれておりますけれども、あれは、それぞれ市町村から復興庁のほうに数が報告されておりますが、それをもらっているというよ

うなことでありまして、なかなか避難者がどこにいるかという把握が難しいということでありまして、これを把握する仕組みが何か必要かというふうに思います。

それから、住民票の関係では、今は避難元に住民票が当然ながらありますので、さまざまな場面で避難者が日常生活に支障が出ているというふうにいわれております。居住の証明のあり方、それから、避難者が必要な支援が受けられるように、個人情報保護法だとか条例の弾力的な運用ができるように検討も必要だというふうに思っております。

それから、今年の6月に制定されました「子ども・被災者支援法」につきましては、法律はできましたけれども、具体的な施策の内容を定めた基本方針がまだできておりませんので、この基本方針に向けて必要となる施策を要望するというふうに考えておりますので、この辺についてもご意見をいただきたいなと思っております。

それから、最後の10ページであります。最後の論点であります。情報発信だとか県民等との連携ということを取り上げました。前回の委員会のご意見を踏まえて例示として挙げているところでありまして、まず、地域住民等との協働であります。女性の意見、特に母親の意見を取り入れていくべきだというご意見がありました。この辺を入れております。それから、情報発信でありますけれども、対外的にふくしまの復興の姿を打ち出していくという視点、それから、避難している人をはじめとした県民に対してきめ細かな情報発信をするという、この2つの視点が必要かなというふうに思っているところであります。それから、民間の力の積極的受入ということでありまして、現在、再生可能エネルギーのファンドなどを検討しておりますので、その辺をここに記載したということでありまして、

現在、見直しに必要と考えている項目についてここに挙げてご説明をしたところでありますが、それぞれの項目に関して具体的な取組、さらに、その項目以外のことに関してでも結構でございますので、ご意見を皆様方から頂戴したいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

説明は以上であります。

ありがとうございました。

それでは、議論に入りたいと思っておりますけれども、今の説明の、被災者の生活再建において目指す姿が、これは3ページですけれども、それから最後の論点2の10ページまで、これを今日は議論するというところでございますけれども、この進め方で、大きく2つに区切って進めていきたいなと思っております。

まず最初に資料1の3ページの目指す姿、これは、先ほど説明がありましたように、前回では「生活再建が進んでいる」となっていますが、今回は、「全ての県民が安心できる生活を取り戻している」という目指す姿に変えておりますが、ここも含めて、論点Aの目指す姿の案で一度議論をして、その後、論点B以降について、後半で、情報のところも含めて議論したいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、この1の3ページの目指す姿と、それから4ページから6ページの

議長

中村委員

論点A、県内避難者、それから県外避難者、それから帰還しないことを選択した人の部分に関しまして、現地あるいは現場における問題点が書かれ、どのような取組の追加が必要なのか、あるいはどういうものを強化していったらいいのか、どういうものを見直したらいいのかというところを、それぞれのお立場でご意見をいただければと思います。もちろん、論点B以降のほうとダブる部分もあると思いますが、その辺は弾力的にまいりたいと思います。

それでは、委員の皆様方にそれぞれご意見をいただきたいと思いますが、中村さんからよろしいですか。

ご説明のほう、ありがとうございます。

私のほうから、4ページと5ページにわたります、いくつか質問とご意見を言わせていただければと思います。

まず4ページの(3)住環境にある県内自主避難者への対応というふうにありますけれども、今、福島県として県内自主避難者に対して何か行っている施策がありましたら教えていただければと思います。

それから、②県外避難者に対してなのですが、(1)の情報ということで、ふくしまの今の姿や行政情報、生活情報などに関するきめ細かな情報提供というふうにありますけれども、今、私が住んでいる山形市では、山形市防災課さんのほうから毎月2回ほど通知が来まして、その中にいろいろなきめ細やかな情報が入っています。そこで暮らしていくための情報、それから、我々がやっている団体からの案内なども一緒に入れていただいて、帰還を目指す方は帰還を目指す方なりの支援と、それから、とどまる方は、例えばこちらで探せるお仕事に関しての支援の情報などが載っております、これが今、県外避難者の情報の中核になっているといっても過言ではないです。

ただ、昨年度からこれは予算が打ち切られておりまして、今は山形市が独自にスポンサーさんを探してくださって、月2回発送してくださっているというような状態です。これを何とか福島県のほうから出していただいて、これを継続していただきたいなと思っているのが一つと、市町村によって考え方が違いまして、山形市の場合は、それが毎回発送にはなっているのですが、もしかしたらそういったものが全く発送されていない孤立している避難者もいらっしゃるのだと思います。その辺の状況がどうなっているのか、県として把握されているのかどうかということをお聞きしたいということがあります。

それから、最近避難している本宮市のお母様からお聞きしたのですが、本宮市のほうでは市政だよりの間に毎回号外を出しておりまして、放射線に関する詳細な情報というものを号外で市民の皆様にご覧いただいているのだそうです。そのお母様に聞きましたら、この号外が非常に受けがよくて、あまり行政のほうにクレーム等々が入っていないのだということを教えてくださいまして、これは皆さんに、今、山形の皆さんに周知している最中です。こういった取組も情報の周知として非常に重要になってくるかなと思いますので、ぜひ本宮市の号外のほうを皆さんにご覧いただいて、県政だよりの間に入れていただくとかということをご検討されてはどうかと思います。

それから、住環境についてなのですが、交流会の開催をいろいろなところでしてくださっているのですが、地元に着して各NPOですとかボランティア団体さんなどが交流会を開いてくださっています。こちらの人材の確保ですとか、使い勝手のいい資金がなかなかなくて、どんどん毎年、人件費が削られるという状況になっているのだそうです。これを何とか底上げをしていただいて福島県としての予算を確保していただく。今後必要になってくるのがソーシャルワーカーさんですとか、それからお話をさせていただくファシリテーター、これが充実していくということが現場で感じる一番大事なことかなと。それから、NPOに個人情報なかなか行政から入ってこないということがありますので、社会福祉協議会の方とか、民生委員さんの方とか、行政とか、それから、そういった地元のNPOさんと連携してできるような取組を、ぜひ県として考えていただければと思います。

私からは以上です。

ありがとうございました。

それでは、まず山形の防災課からの通知の件でありますけれども、いくつか質問があったかと思っておりますけれども、それぞれ担当部局からご説明いただけますか。

避難者支援課の藤田といいます。

山形の防災局からのそういった情報に関しましては、避難者支援課のほうには情報は来ておりませんでした。それぞれの各県で避難者に対して情報提供はしているわけですが、山形のほうからは挙がってなくて、例えば秋田県などですと、先日行ってきたのですが、秋田県の場合ですと総務省システムで把握しているだけではなくて、借上住宅とか、それぞれ市町村のほうで提供しているわけですが、そういったところからすべての方々に対して戸別訪問をして、生活相談員を緊急雇用でやっているのですが、その方がそれぞれ戸別訪問をした際にそういった情報提供を図っているということで、各県それぞれ知恵を出し合っているようです。申し訳ないですが、山形市のほうはうちのほうに情報は入っていませんでした。

県内自主避難者に対する今の施策ですけれども、警戒区域の方々に対しましては、月1回ないし2回でダイレクトメールという形で、県からの情報誌、それから地元紙やお知らせ文を送っております。ただ、自主避難者につきましては、それぞれの避難元市町村に対して、地元紙を送ってくださいということで依頼があったものについて送っている市町村とか、送れない市町村もありますが、そこは個々それぞれ取り扱いはまちまちであります。

情報提供以外については、6月に県内自主避難者の会のほうから住宅支援をしてくださいということの要望は挙がっておりました。それにつきましては、うちのほうで厚生労働省に対して、災害救助法を適用して、県内の自主避難者の方についても住宅支援をしてくださいということで再三要望をしておりますが、現時点では厚生労働省のほうにおいて災害救助法の適用はできないということで、まだ進んでいないということで、そこは引き続き要望を強くしているところであります。

議長

避難者支援課主幹

| | |
|----------------|---|
| | <p>ます。</p> <p>一部、皆様もご存じかと思えますけれども、土曜日、昨日の新聞に、その記事が出ていましたけれども、これはあくまで、明日、災害対策本部の会議がありますので、そこで正式に決定されて公表するということですので、県としてはまだ正式には公表しておりませんが、その内容についてはここでは触れることはちょっと難しいと思えますので、現時点では厚生労働省に対してしっかりそこはやっていただきたいということで強く要求しているところです。</p> |
| 議 長 | <p>あと、放射線の情報、本宮の例がありましたけれども、こういったものはされておりますか。</p> |
| 原子力安全対策課 主幹 | <p>原子力安全対策課の小林といいますけれども、放射線情報の本宮市の情報についてはこちらで把握していなかったもので、その号外というものを入手しまして見てみたいと思えます。</p> |
| 議 長 | <p>私から質問で恐縮なのですが、県では避難している人たち全体の把握というのはすべてできておるのですか、個々に。それは一つの課題でもあるような、最初にご説明がありましたけれども、今はどんな状況なのでしょう。</p> |
| 企画調整部長 | <p>それはすべての避難者でしょうか。</p> |
| 議 長 | <p>例えば、今の県内でも県外でもですけれども、また把握できていない部分もあると思うのですけれども、その実施と、あるいはメンテをどういうするかということだと思えるのですけれども、どの程度まで。ここに、県外に避難している人が何人という数字が出ているわけですが、誰がそのリストをしっかり持っておられて、国なのか、あるいは県なのか、それを情報共有しているのか、それがわかれば、県内でもどういうふうに自治体と提携してやったらいいかというメンテができてくると思うのですけれども、それは一つの大きな課題のような感じがしたものですから質問しました。</p> |
| 避難者支援課主幹 | <p>避難者の把握につきましては、現在、総務省で行っております避難者情報システムというものがございます。これは、義務ではなくて、あくまで任意ということで、避難者が県外に例えば避難して、避難先の市町村で、私は福島県から避難してきましたという届け出があれば、それは総務省のシステムに登録されて、その県外のそれぞれの市町村から総務省に行き、それから福島県、福島県から県内の各市町村に流れる仕組みになっています。ただ、それはあくまで任意ということなので、例えば、うちのほうでも山形からいろいろ情報は聞いてはいるのですけれども、生活相談員が各戸借上住宅等を回っていると、私は避難者として扱われたくないのだということで、私は届け出をしていませんという避難者の方々のそれぞれの思いで、すべて登録されているわけではないのです。復興庁から毎月1回、福島県にデータが来るのですけれども、それは、総務省システム以外に、それぞれ各県で借上住宅と公営住宅を供与しておりますので、総務省システム以外で把握された方についても復興庁には一応挙がっております。それについては数だけなのですけれども、個人情報の絡みでどこの誰がという情報までは来ていないのですけれども、県外については総務省システム以外の把握された人数に入っておりますので、そこは、申し出があった方とか、それから住宅の支援を受</p> |

けているといった方についてはすべて含まれていると思います。ただ、私は避難者ではないという扱いをされる方については入っておりません。

あと、県内につきましては、6月に県内の各市町村に実態調査ということで照会をかけてはいたのですけれども、やはり、それぞれ県内の市町村も総務省のシステムをあてにしているのです、警戒区域以外の市町村ですけれども。やはり市町村も同じで、避難元の市町村にも総務省システムの登録はできますので、やはりそういった方々とか、それから個別に申し出があって広報誌を送ってくださいといった避難者自ら申し出があった方だけは把握していますけれども、それ以外のところについては把握できていないという答えです。

議長

よくわかりました。やはり届け出というか、そういうことをベースに把握していくというのが基本なのですかね。なかなかいろいろな事情があると思うのですが、ただ、そういう意味では、きずなとかいろいろやっていくためには、相互のいろいろな交流というか、そういうものが一つキーになるような気がします。

中村委員

秋田の例をおっしゃってくださって、民生委員さんが個別訪問をされているということだったのですが、これは山形市のほうもやっておきまして、民生委員さんも回られています。ただ、機能しているのかどうかというと、ちょっと把握しきれていないところもありますけれども、一度、私の避難先の家に通知が来まして、アンケートみたいなものを書いてありまして、訪問してもよいですか、悪いですかというところに丸をつけていったん返送しなければいけないという手間がかかるのです。それをそのままにしておられる方も結構数多くいらっしゃいますので、それで完全にすべての情報周知ができているかということ、そうではなくて、やはり皆さん、このお便りを非常に頼りにされているというのが現状です。もちろん、民生委員さん、回ってくださいと丸をつけられた方は、直接お会いしてお話を伺うということもありますけれども、わざわざ来てほしくないという方も数多くいらっしゃいますので、このお便りが、福島と避難者をつなぐものになっているというのが実情だと私は感じしております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

では、田中さん、よろしいでしょうか。

田中委員

ありがとうございます。いい論点が見えたのかなと思うのですが、除染の加速というものは大事なのですけれども、同時に線量の話もございましたが、現在、除染がどういうふうな状況になっているのか、どこまで進んでいるのか、同時にまた今後の見通しみたいなことをやっぱり言うことが大事かなと思います。それが、いつ帰還できるか、戻れるかということと関連してきますから、教えることは大事です。

もう一つ気になったのは、6ページのところで、まだわかっていないのですが、帰還しないことを選択した人に対しても、やはり復興の状況とか除染の状況等をきめ細かく発信していくことが大事です。場合によっては、いったん決めただけでも、やっぱり心を変える人もおられるかもわかりませんので、そこは若干気になるところです。この2つです。

| | |
|------------------|--|
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>除染の見通しについて、どういう形でされているか、事務局のほうでもしよろしければ。</p> |
| 除染対策課主幹 | <p>除染対策課の増田と申します。</p> <p>除染の状況につきましては、基本的に各種の情報伝達手段を用いて、全体的なお話については提供しているところでございますが、各市町村ごとの状況といったところまでは、環境省と県のほうで除染情報プラザというものを立ち上げておりますが、その中で、市町村単位の数字というか、進捗状況等までは出させていただいております。</p> |
| 議 長 | <p>あとは、各市町村ごとの細かい地区ごとの情報とか、その辺の情報をなかなか県のほうで一元的に把握する、リアルタイムでの把握が難しいという部分がありますので、各市町村ごとの詳細情報につきましては、それぞれ市町村でいろいろな情報をお出しされているところですので、そういった情報をうまくつなぐような仕組みをつくってまいりたいというふうに考えております。</p> |
| 川上委員 (代理：遊佐様) | <p>ありがとうございました。</p> <p>県外に避難している方々、あるいは帰還しない方々にも、そういう情報とか、避難している方々にどんな情報というか、差をつけずにある程度、福島はこうやって頑張っているぞとか、福島は今こんな状況だぞというのは伝える必要があるということなのかなという気がいたします。私も全くそのとおりでと思います。</p> <p>それでは、川上委員の代理の遊佐さん。</p> <p>本日、川上が出張中でございまして、代理の遊佐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めてなもので、とんちんかんな話であれば大変申し訳ございませんが、1つは質問をさせていただきたいと思ったのですが、避難者の現況確認ということの議論がただ今あったわけなのですけれども、どこにどなたがいらっしゃるかということはもちろんなのですが、その方々がどのような意向を持っているのかということで、ここに、帰りたいというお気持ちを持っている方、あるいは、もう帰らないのだという方というような分け方なのですが、ただ、今としては帰りたいのだけれども、放っておくと帰りたくないというふうに気持ちが変わってしまうという、どこかでそういった判断が出てくるのだらうと思うのですけれども、どこにいるかプラスアルファで現時点でどのような意向を持っているのかというようなことを把握する仕組みというものがあるのかどうか。もちろん自治体ごとにアンケートなどをとっていらっしゃるという話も聞いておりますし、私どもJAのほうでもそういうアンケートをとっているところもございまして、そうした情報が必ずしも共有されているかどうかというところで疑問な点もございまして、その点をお伺いできればと思います。</p> <p>それと、雇用のところで、田中先生から、除染の現況の確認というお話もございましたけれども、特に私どもは農業協同組合でございまして、農業者が避難している場合、残念ながら長期避難せざるを得ない場合は、その避難先で何とか営農をつなぐというようなことが私どもJAグループとしての課題としても認識</p> |

をしておるところなのですが、ただ、本来はやはり地元に戻って再開したいというのがご希望かと思えます。その際、一体何年待てば地元でどのような農業ができるのか、土を使った農業もあれば施設園芸等もあるのかもしれませんが、何年くらい待てばどのような営農が地元でできるのかというような展望がないと、やはり、今は帰りたいと思っても、いずれあきらめてしまうという方もいらっしゃるのではないかと考えておまして、特に浜通りのJAの方のお話を聞くと、経済圏が仙台圏に入っているというような状況もあってちよくちよく仙台に出かけることがあると、そうすると、宮城県の復興がかなり進んでいる、それに比べて地元は全く進んでいないなど、この差は非常に愕然とするというようなお話を聞きます。国のほうの農水省のマスタープランでも、隣の県はある程度の計画に近いような進捗をしているというようなお話も聞きますが、福島のほうはなかなか浜通りのほうは進んでいないということをございまして、その辺は営農再開の展望というものをどのように描いていくかというようなこともご検討いただければありがたいというふうに思います。

議長
避難地域復興課主
幹

今の点、事務局でどなたかお答えいただけますか。

避難地域復興局の細貝と申します。

最初の意向確認なのですが、これは今、国と県と市町村で、各市町村単位、避難地域12市町村があるのですけれども、こちらの市町村と協議しながら、内容をどういうものにしてアンケートをとるかというものを協議しながら、順次整ったところからアンケートを進めているという状況になっています。

今後については、1回だけではなくて、ある程度の期間がたてばもう一度、何回かやっていくというような方向で、今、国とか市町村と検討しているというような状況になっております。

議長
農林水産部企画主
幹

現在、福島の農家で、ほかの地域で農業をとりあえずやっているというようなことはございますでしょうか。

農林水産部の高野と申します。

ただ今、遊佐様のほうから、そして会長代行のほうからお話がありました件についてお答えしたいと思います。

まず、遊佐様のほうからありました営農再開の展望ということでございますけれども、こちらにつきまして、農林水産部でも、10月15日以降、県内13カ所を回って、直接農家の方々と対話をするということをやってまいりました。そうした中でも、避難されている農家の皆様方、やはり早く帰って営農を再開するのにどういった形で営農をやれるのかというところが一番課題だと、それが見えないと帰れないのだと。ましてや、帰るにしても、若い方を戻すにはどうすればいいのか。そこでやはり口々におっしゃられていたのは、戻ってからどういった農業ができるのかというのをモデル的に示してもらうことが大事だねと、それで、ある時点で戻ることが可能になったところで、大型ほ場とか、そういったところでの植物工場をやってみたりだとか、花卉、花のほうの栽培をやってみたりだとか、そういうように、一つこういう形だと実際に帰って農業をして、それで生計を立てられるものとしてやれるかどうか、そういったものを見せられないとだめだね

というような、いろいろ対話をしました。そういったことを我々も重要な視点だと思っております。

今現在、農林水産部のほうでも事業別計画のほうを取りまとめているところなのですが、そういったところに考え方を反映しながらやっていきたいと思えますし、やはり、除染の進み具合と並行していかなければならない話だと思います。除染の状況、どういった状況になるかで、そこで再開できる農業というのが変わってくると思うのです。そういったところで、状況に合わせた形を農業者の皆様と一緒に考えていきたいと思えますし、JAグループの皆様とも共に考えて対応していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

あと、会長代行のほうからお話がありましたが、避難先のほうでどのような形でやっていらっしゃるのかというようなところなのでございますけれども、避難先で酪農のほうを地域で協力して避難先で再開された方々とか、あとは、野菜とかそういった普通のもので、そういうものややっていらっしゃる方とか、それぞれに皆様、努力されていらっしゃるということでございます。

そうした避難先での再開につきましては、復興交付金等も活用しながらそういった支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。やはり、田中さんがおっしゃっている除染のスピードの関連ですね。除染によってどういうふうになるのか、あるいは除染が終わった後、元に戻った農業ができるのか、あるいは新しい農業ができるのか、これはなかなか難しい問題だと思いますが、ただ、モデルを何とか見つけながら、ともに考えていくということかなという気がします。

それでは本田さんから。

本田委員

具体的なお質問の前に、ちょっと確認なのですが、復興計画の中の生活再建支援プロジェクトの住環境再建イメージの中に「再生可能エネルギー推進プロジェクト」と連携して整備するとあるのですが、この辺、私もよく理解しなかったものですから、もう一度、この意味を後ほど教えていただきたいと思えます。

それから、先ほど、国、県、それから市のほうで、被災者に対するいろいろな調査をするというお話がありましたが、非常に大事なことだろうと思えます。特に、今、避難されている方々も、既にいわきとか福島とか、土地を求めていらっしゃる方も出始めていますし、実際に住宅建設に入っている方もいらっしゃるということで、避難された方々のこれからのいわゆる住環境というのは非常に多様化してきていますし、これから避難地区の財物の賠償が始まって、相当多額のお金も入ってくるようになってきますと、そういったことがますます加速するだろうと。やはり、場合によっては県内から出ていってしまう方もいるかもしれないということになりますと、やはり避難される方々の住宅に関する要望というのでしょうか、それは非常に厳しい状況なのかもしれませんけれども、できるだけ早く把握して、少し先行した手を打っていないと、実際にいろいろな住環境整備をしようと思っても、時間的に整合性がとれなくなってしまうという可能性もあるのではないかと思います。

やはり、いろいろ地区外に避難している方に聞きますと、コミュニティの中で生活したいという人もいれば、あるいはそうではなくて、それぞれ個別に住みたいという人もいます。また、実際にはいろいろな状況でいうともう戻れないのではないかということで、本音ではもうあきらめているという方も大分聞きますし、これについては早めに対応していかないと、この辺の有効な施策にならないのではないかというふうに思います。

それから、雇用の問題も非常にやっぱり大きな問題だと思います。実際に、特に先日も小高区のほうを見てきましたけれども、あの状況を見ますと、隣の新町区の人たちはマーケットがないと。ですから、そこに戻って実際に商売をもう一回やろうと思っても、なかなか投資ができないし、リスクが大き過ぎるという話をやはり聞きます。したがって、実際に、これも先ほどの除染のスピードとか見通しという話とも絡んでくるのですけれども、早め早めに今後の見通しというものを示していかないと、せつかくそこでもう一度頑張ろうと思った人たちの気持ちもだんだん薄れてくるという危険がありまして、まさに今、これから財物の賠償が入ってきますと、時間はもうあまりないなという感じがしますので、少し踏み込んだ実態把握をしながら先行した施策を打っていく必要があるのではないかというふうに思います。

ありがとうございます。

確かに、ほかの県の復興の状況を見てみると、手元にお金が入ったときに次にどうするかということになるので、やはり、避難していたところで住宅を建ててしまうとか、あるいは、商売をやっぱり1年休むというのは大変なことなので、そういうことを考えると、確かに補償が入ってきたとき、賠償が入ってきたときに、そのお金をどう使うかという個々の投資のタイミングですね。非常に大事なご指摘ではないかと思うので、帰還をするという、あるいは戻ってまちをもう一度再生するといっても、タイミングがあるなというのを私も感じました。

何かご意見はございますか。

今、お話があったようなところは一番本当に悩ましいところでございまして、宮城県・岩手県は津波で甚大な被害はありましたけれども、基本的には3月11日、あの時点で震災は終了して、その後すぐに復旧の動きに入れたという状況にあるわけですが、福島県の場合は、まだ原子力災害が進行中でありまして。したがって、おっしゃるとおり見通しを立てて避難されている皆さんに早くお示しをしなければならないというのは、これは市町村も県も十分わかってはいるのですけれども、なかなかそれがお示しできないという状況にあります。

ただ、1年8カ月になろうとしていますので、今お話がありましたように、次にどうするのかという選択を避難されている方々も迫られているという中で、どれだけ今後の見通しについてお示しできるかというのは非常に難しいのですが、それはできるだけご要望にお応えできるような形に近いものを出していきたいというふうに思っております。

ただ、どうしても損害賠償というものがあって、先ほどもありましたけれども、財物賠償がどうなるかとか、そういうものがそれぞれ決まってくるとまた動きも

議長

企画調整部長

| | |
|-----------|---|
| 企画調整部長 | <p>違って来る。それから、各市町村のご意向もそれぞれまた違うということもあって非常に難しいのではございますが、とにかくできるだけお示しできるものはお示ししていきたい、そういう努力をしたいと思っております。</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>それでは、最初に質問がありましたエネルギーと生活再建プロジェクトの関係ですが、それをお願いいたします。</p> <p>まず、再生可能エネルギーの推進プロジェクトの中で、先ほどのカラーのA3のほうを見ていただければと思いますけれども、7番で再生可能エネルギー推進プロジェクトであります。この中のプロジェクトの1つとして、1番でありますけれども、太陽光、風力など再生可能エネルギーを導入・拡大しますというところがあります。生活再建支援プロジェクトの中で、今後、災害公営住宅だとか、それぞれの方が住宅を建てるだとか、いろいろな住宅がこれから建てられるということになります。その中で、太陽光を上げてもらおうと、太陽光を上げるためにも、いろいろな補助制度が今はできていますので、そういうことで再生可能エネルギーの導入・拡大をこの生活再建支援プロジェクトの住環境整備の中で進めていこうというような意味で、ここに「連携して整備する」というようなことが書かれているということになります。</p> |
| 議 長 | <p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、樋口委員、お願いいたします。</p> |
| 樋口葉子委員 | <p>先ほど、中村さんのほうから、県内避難者と県外避難者ということで、県外にいらっしゃる、山形市に今いらっしゃるということでお話があって、NPOの関連のお話とか出てきたのですが、私も、実は先月、前回の会議の直後に山形市におじゃまして、子育て関係の研修だったのですが、山形市でNPOさんが民間の団体から助成金を受けて避難されている方たちの支援をしているというようなところで、一軒家を借りてやっているのだというところを見学させていただきました。</p> <p>ここでやるのは情報発信も当然ですし、そこには山形市からの情報誌とか、それから福島県から来ていたものもあったかと思いますが、私が心配といいますか、現在、福島県として県外避難者も、県内に避難されている自主避難者等も含め対応するというふうに言っていますが、なかなかきめ細やかというか、実際、具体的などころまでは大変難しいかと思っておりますので、今後、今は民間の団体が民間の助成金等を活用してということがありますので、今後、必要なコミュニティを形成するための交流会ですとか相談に関しても、相当民間の力を今借りているのかなという気がします。</p> <p>多分、恐らく、私もNPOをやっておりますが、25年、26年度までどうなのかなという感じがありますので、ぜひとも県として必要である情報に関する、また、相談等に関する窓口等を現在やっている、県外も含め、民間団体がかなり担っている部分があると思っておりますので、その辺をフォローしていただくといいますか、継続が必要だというふうに認められるところについては、ぜひやっていただきたいというふうに思います。かなり民間の方と避難している方たちというのは、私自身も今年の3月まで県南地域に絆づくり支援センターという形で、</p> |

企画調整部さんの事業だったのですが、活動をしておりましたので、直接かかわってきたという経験からしますと、大変大事なことだと思っております。

その中には、コミュニティの確保や、当然住宅問題、私は白河市から参加しておりますので、ほとんど借上の方が非常に多く、仮設住宅は双葉町という形なので、かなり今は避難している方たち、浜通りのほとんどの町村の方とお顔を合わせる機会があったのですけれども、その中で、やはり情報については、現在、避難元の自治体も落ち着いたということもあり、来ているということは聞いておりますけれども、ただ、市町村ごとにかなりばらつきがあるということも感じています。

その辺について、ある程度、町村に任せてあるというところもあるので、なかなか県として統一感を持ってというのは難しいかとは思っておりますけれども、大変な町とか村がある、どちらかという町かなと、具体的に言ってしまえば双葉町なのですけれども、やはり双葉町の方からのご相談などは来ていたりするので、県としてもどの辺まで踏み込めるのかは難しいとは思っておりますけれども、そういったこともあるということをご承知おきいただきたいと思っておりますし、できれば、私どもがやっていた絆づくりセンターをもう一度、今年は絆づくり情報ステーションというような形で、各避難元の情報と、地元、避難先の情報が入るような施設を、今、県としてやっていただいているのですが、ぜひとも、また今後長期にわたるということを考えますと、さまざまな問題が出てくるかなというふうに思っておりますので、私としてはぜひ復活させていただければというふうにお願ひしたいと思っております。

それと、県外についても、やはり県の力は、同じようなことになってしまいますけれども、民間の力をぜひ使っていただきたいと思っておりますし、女性の力ということで、今、元気に避難している方たち、元気にやっているのは女性です。女性のグループはかなりいい形でコミュニティをつくろうとしていますし、グループで月に何とか活動しておりますが、気になるのは男性の方で避難している方、特に中高年以上の方が今はとても大変な状況にあるのかなというのを思っておりますので、その辺も含め、ここに書いてあるのを本当に全部やっていこうと思ったら大変なことだなというのが実際、私の感想を言うところではないのですが、でも、やっていかないことには始まりませんので、ただ、今感じているここをまずやってもいいのではないかというのは、先ほど申し上げた民間の力を活用した相談窓口です。というのは、土日も全部やっておりますので、去年は年末年始も全部電話を転送しまして、休みなく活動したというのがありますので、その辺のところ、財政的な部分も含め、ぜひ、その辺の活用もお願いしたいと思っております。

以上です。

ありがとうございました。

前の意見もあったと思いますが、中村さんの意見にもあったNPOの活用というのは、今、県のほうはどういうふうな取組をされているのでしょうか。一般的な質問で恐縮ですけれども。女性が中心になっているNPOも結構多いと思っておりますけれども、民間の力を活用するというフレーズが今は一般的になってきている

議 長

| | |
|----------------|---|
| 文化振興課主幹 | <p>と思うのですけれども、いかがですか。</p> <p>文化スポーツ局の関根といいます。</p> <p>県内・県外にかかわらずなのですが、NPO団体をはじめとする地域活動団体なのですけれども、23、24と、内閣府の交付金を活用しまして、地域協働モデル支援事業というものを実施しておりました。これはすべて内閣府の10分の10の補助金ということで実施したわけなのですが、それで県外に避難されている方の地域課題といいますか、そのような課題を解決するようなNPOの取組に対して支援をしてきたということでございます。</p> <p>ただ、この事業は24年度で終わってしまうということがありまして、新年度についてはどうするかというのは、今、内閣府のほうでも検討しているところなのですけれども、なかなかそのようなところはまだ明確な方針は示されておられません。</p> |
| 議 長 文化振興課主幹 | <p>以上でございます。</p> <p>復興予算の中に入っていないのですか。</p> <p>一応、来年度は復興庁の予算のほうに内閣府のほうで一括計上しているという状況です。なかなか財務省との折衝が厳しいこともあります。</p> |
| 議 長 | <p>民間活力の活用、女性の活用と、こう言っている中で、やはりそういう方向にあるのだと思うのですけれども。</p> |
| 企画調整部長 | <p>今の事業については、福島県だけではなくて、宮城あるいは岩手も、ぜひ続けてほしいという話が出ておりまして、国に対してはできるだけ共同して強く要請をしていきたいというふうに思っております。</p> <p>それから、最初に中村さんからもお話がありましたけれども、各県ともに独自にさまざまな避難者の方に対する支援策をやられていて、その財政の負担がやはり大変だということがありますので、この前、樽床総務大臣が来られたときも、知事から、受け入れていただいている各県の財政負担、特別交付税をとにかくそういうことでつけてほしいというような要請を強くしましたし、それから、団体の方々に対する助成も考えてほしいということで強く要請をしたところですが、この結果はさらに共同して要請していかないと簡単にはいかないと思っておりますので、各団体の皆さんからも大きな声を上げていただければというふうに思います。</p> |
| 議 長 | <p>そうですね。やはり長くなればなるほど、相当お金のほうが大変になってくるでしょうから、ぜひ、そういう形でお願いをしたいと思います。</p> |
| 樋口利行委員 | <p>それでは、樋口さん。</p> <p>それでは私のほうから。私、仕事の関係上、細かいことしかわからないので、そういうふうになるかもしれませんけれども、住環境の整備ということで、多分、応急仮設住宅、一般的には3年といわれたものが5年に延びたということは非常にありがたいなと思っておりますので、やはり最低5年は必要なのかなと思っております。</p> <p>公営住宅ができなければ仮設に住まわれる方が多くなってくるのかなと思っておりますので、そうなってきた場合に、自分で大抵は仮設から医療機関に通ったりし</p> |

ておりますので、あるいはバスとか何かが出ていますから大丈夫だとは思いますが、やはり、そういう仮設の状態が長くなると、今いる方も5年後には、例えば60歳が65歳になっていきますので、また状況が違ってきますので、やはりその辺も、年月がたてばたつほど仮設の巡回時間をどうするかというのは、やはり考えていってもらいたいなと思います。

次に、教育のほうなのですが、学校医をしていますと、今年、私は就学児健診というので、名前を挙げるとまずいかもしれませんけれども、私は原町第三小学校の校医をしています。去年までは130人から150人の就学児健診をしました。今年はたった30人です。南相馬市内でほかのところも全部、20人、30人というのを聞いておりますので、1校で百何人いたのが、今は南相馬市で100人にも満たないというような状況ですので、先ほどから教育の確保に努めるということで非常にありがたいなと思いますけれども、逆に、今少なくなっている学校が統廃合されて、10人しかいないからクラスを1つにしろというようなことが起きてきますので、今やっている学校への応援ということも非常に大事になっているかなと思いますので、その辺を述べさせていただきます。

あと、私の専門の健康のほうについてですが、健診体制については大分見直されて、来年から我々医療機関でも健診を受けられるというようになったのは聞いておりますので、非常にありがたいなと思っております。

ただ、細かな問題になってきますと、ワクチンの接種とか何かの子どもさんがいます。子どもさんはどこでも受けられるのですが、住民票がないとだめだということで、ところが住民票は、当然、賠償の問題とも関係してきて、移さない人がいるのです。移すと賠償がもらえないというわけではないのですが、私は双葉町、小高町に住民票があるというようなことで、ほかのほうに行っても広域接種で受けられるはずなのですが、その辺のことを住民がわかっていないということで、ワクチンの接種の問題で住民票との関係が出てきますので、その辺の周知をお願いしたいということです。

あと、私は小児科専門ではないものですから、四種ワクチンというものが11月から始まりました。ところが、このワクチンが保健所にあるはずなのにないのです。そういう物品の供給の問題が今遅れております。そういう細かな問題で申し訳なのですが、ワクチンの整備ということも、やはり県として考えていただいて、全員が受けられるようにお願いしたいと思っております。

あと、細かなことで申し訳ありませんけれども、甲状腺検査です。あれも大変で、ここにあるように、甲状腺検査が受けられるように、あるいはその受けられる人員を増やそうということで、県のほうは頑張っているというのは理解しておりますので、だんだんとどこでも受けられるようになってくると思いますけれども、もう一つは検診の結果です。検診の結果、県のほうから、あなたはA1、A2、Bです、Cですというのが各人に送られていくのですが、それをもらった住民は何のことかわからない。どういうことかといいますと、A1とかA2、B、Cとあって、BとCは健診をもう一度受けなければいけないというようなことは住民はわかっていることが多いのですが、AというところにA1とA2、要する

に、あなたは大丈夫ですよといっても、2つ別があるものですから、このA2の人は、私はどうすればいいのということで、非常にもらった人が困惑しているというようなことがありますので、健診体制を見直すとともに、健診結果についても、もう一度周知する必要があるのかなと思いますし、私、極端なことを言えば、A1とA2とに分けないで、1つだけで、ABCだけでいいのではないかと個人的には思ったりします。でも、それは県のお偉い方にお任せしますので、煩雑にしないで住民にわかりやすいような健診結果のほうにしていただければありがたいと思っております。

最後にします。私は医療関係で、来年度から第6次医療計画というものが始まります。国のほうで来年の3月までに県のほうから出しなさいよとっておりますので、問題は第6次医療計画と、この復興計画との整合性といいますか、それぞればらばらに提言されては困ると思いますので、その第6次医療計画と県の復興計画と、整合性を持って進めてもらえればありがたいと思います。

細かくいえば救急医療の問題ということになってきますけれども、一応そういう健康を守る上でそういうところの突き合わせもお願いしたいということで今日は提言しておきます。

以上です。

ありがとうございます。

非常に大事な指摘だったと思います。確かに、仮設が長引けば長引くほどいろいろな問題が出てくるので、そこも踏まえて議論していかなければならないと思いますし、学校の問題です。人数が減った中でどういうふうに学校を支援していくかというのは、従来の学校の支援の仕方とはちょっと違うかなと思います。

最後の、6次医療計画と復興計画、これは、医療だけではなくて、これから新しくつくっていく福島県のいろいろな計画が、この復興計画とリンクしていかないうまくいかないなという感じがありますが、その点で県のほうから何かございますか。

それでは、今、会長代行から話があった最後の復興計画との整合性でありますけれども、今、各部でそれぞれの計画、この震災を踏まえていろいろ見直しをしておりますが、これに関しては復興計画と整合を図るように見直しを進めているということでありますので、ここは整合はしっかりとっていきたいというふうに思っております。

そういう意味では、今回の復興計画の中にも、そこに集約させていくという何か大きなものが入っていたほうがいいかもしれませんね、ものの考え方として。やはり、復興計画、これだけ長引けば長引くほど、いろいろなものがそれを踏まえた計画になっていくということ、もちろん県の全体の計画もそうでしょうけれども、特に役所というか霞ヶ関の計画は全くそういうものを無視でいろいろ来るでしょうから、それを補強してアレンジしていく必要があると思うのです。そういう意味では非常に大事な指摘ではないかなと思うので、何かこの復興計画の中にも盛り込めるのであれば、盛っておいたほうが、こういうものを盛っているから福島ならではの要望をするのだということになるのではないかと思います。今、

議長

復興・総合計画課長

議長

そんな感じがいたしました。

今、各委員の皆様方からそれぞれご意見をいただきました。もちろん、後半に議論をするといった部分も入ってございました。そこも含めてですけれども、各委員の皆様、何か、これは言っておきたいということがございますれば、発言していただけますか。

中村委員

先ほど、住民票の問題というものが出ましたけれども、前回もお話したかもしれませんが、最初に避難をされた方というのは、基本的に住民票を移して避難された方が非常に多いということで、こういう方に、県の健康調査の案内ですとか、避難者としての支援の手が全く届いていない状況です。同じ避難者ではあるのですが、そういう理由で非常に孤独感を感じてらっしゃると。例えば、18歳まで医療費を無料にしますよといったときも、私は関係ないのねというような形で、そこでちょっと外れてしまっている方たちが非常に多くいらっしゃいます。

広域保育の問題もそうでしたけれども、広域保育が認められるまで、やはりどうしても働かなくてはいけないお母さんたちが数多くいらっしゃいました。そういう方たちはもちろん住民票を避難先に移さざるを得なかったという方でして、この方たちが決して福島県に帰って来たくないかといえば、皆さん同じように、いつか必ず帰ってきたいと思っております。

山形市の状況を申し上げますと、恐らく来年の4月に相当数動くのではないかなというふうに見ております。皆さんで支援法のお話のミニフォーラムなどをやっている、そういう動きがあるのではないかなと思いますので、もしかしたら子どもさんの年齢に応じて、例えば高校生でしたら高校を卒業するまでとか、どちらかという子どもさんのライフスタイルに合わせて避難をしているという方が非常に多く見受けられますので、そういう人たちが何年かたって福島県に戻ってきたいと思えるような施策というのをやっていただきたいなと思います。

あと、もう一点は、転勤して住民票を移してしまった方というのは、福島県の中にもう住宅がないわけですから、それ以上追跡調査というものはできませんけれども、3月11日時点で福島に住まわっていてサポートが必要なのはこちらの方も一緒なのです。私はどうなりますかというふうに、転勤を余儀なくされた方、だんなさんについていかれた方などは、そういうことで非常に悩んでいらっしゃる、こういう方たちも抜け落ちないように何とか、県でできないのであれば国で何とかしていただけるように、健康面だけはサポートできるようにということでお願いしたいと思っております。

以上です。

議長

論点Cのところ、県内外の避難者を支える制度及び仕組み等、避難者がどこにいるのかを把握するための仕組みづくりが大切だということです。これをより具体化すると、今言ったような形で、これは総務省あるいは復興庁ということだけではなくて、それぞれ、先ほど5万9,000人とおっしゃいましたでしょうか、そういう人たちをどういうふうに把握して、特に、今、中村さんがおっしゃったように、年齢構成によってやはりそれぞれ違うのだらうと思うのです。今、福島

の若い人たちがずっと流出していく中で、できれば若い人に帰ってきてほしいという思いがあるならば、なおさらそういう把握をして、そういう施策、教育でも、こんな学科を用意したからおいでよと、働く場所はこうだぞと、除染の状況もこうだからもう少しでこうなるぞという、そういう中身を把握した上で伝えていく、ケアしていくと、こういうことがシステムにできれば、まさにこのことを書いているのではないかなと思うのです。

そのように一步出て、そういうのが県の仕事ではないだろうか。あるいは市町村と一緒に、あるいは県域を越えてやるというのは、やはり県ではないかなという気がしたのですが、県のほうはいかがでございますか。

企画調整部長

住民票の問題のお話は、まさにそういう問題があつて、居住証明書みたいなもので、住民票を移さなくても対応できるような仕組みを、今、国に早急につくっていただくということで働きかけをしていますので、多分そういう対応が出てくるのだと思います。

ただ、既に住民票を移されてしまった方については、そういう制度ができれば、もう一度住民票を戻して、そういう証明書でやるということも多分できるのではないかというふうに思います。

それから、実際に職場の転勤などで住所が変わられた方についても、いずれにしても3月11日の時点で本県の県民であった方については、県民健康管理調査は、その時点でおられたすべての方を対象にしていますから、それは、元おられたところの市町村に連絡をしていただければ、そういう調査についても当然やることとなりますし、その時点で18歳未満の方については、これはどこに行こうと最後まで甲状腺の検査についてはきちんとやるということになります。

それから、18歳までの医療費の無料化については、これは基本的には市町村を通してこの制度をやるものですから、やはり、県内の市町村の住民票を持っている方でないと、どうしても対応できないという部分があります。市町村を通じて、小学校3年までは市町村の制度で、それ以降18歳までは今回の県の制度と、そういうことになっているのですけれども、市町村を通じて医療費の無料化はやりますので、市町村に住民票がないと市町村で対応のしようがないというのが現実にあつて、どうしてもはざままで対応できないことが出てくるというのは事実です。それは今後どうするかについては大きな課題だと思っています。

児童家庭課主幹

児童家庭課の遠藤と申します。

18歳以下の医療費の無料化の件でございますけれども、企画調整部長のほうから回答したように、事業の構築、制度につきまして、市町村が今まで乳児医療、それから小学校3年生までは各市町村さんで独自にやられておりました、市町村さんが実施主体という形でやっております、今回、4年生以上について県で上乗せをして18歳以下全体の医療費を無料にするということの制度でございます。

主体が市町村ということで、その制度の前提といたしまして、市町村に住民票があるということがやはり前提として構築されておりました、この部分につきまして、確かに3月11日が契機になっておるのですけれども、その部分が前提という制度設計になっておりました、今回、住所を既に移された方の扱いにつきま

しては、今のところそういった形でお願いしているような状況でございます。

そういう意味では、住民票を移した方でも、必ず調べればどこから転入とあるから、そこを本当に受けた方は相談すればいいという、そういう連絡を徹底して流すということなのでしょうか。

それと、さっき樋口先生がおっしゃった、逆に住民票を移していないから受けられないものもあるという、これはさっきの逆のようなこともあるので、ここでは弾力的に何かできないものかなと思いますけれども。ありがとうございました。

そのほかにご意見はございますか。私のほうから質問といいますか、やはり避難をしている方がどういうところにいてどういう状態なのかというのを最終的には早期に把握できるというのが一番いいと思うのですけれども、個人情報保護法の関係だとかいろいろあって、あるいは国、あるいは市町村、あるいは県というところで、誰がどういう形でやっていくのかというのがちょっとなかなか整理されていないと思うのですけれども、そういうものがわかればいろいろな手が打てるし、そういう意味で、論点Cのところの制度及び仕組みの非常に大事な前提になるもので、もう少しこれを大きく取り上げてというか、重点化した形で打ち出してもいいのではないかと。これがあれば、どういう形で情報を流していけるか、どんな情報を流していくか、そこにいる人たちに誰が手助けするのか、NPOあるいはよその自治体をお願いするかということができてくると思うのですけれども、これが1年8カ月、少なくとも2年の間にある程度リストなりそういうものができ上がっているというのが前提かなという気がいたしております。なかなか難しいという感じはあると思うのですけれども、ぜひここは重点的にやられたらどうかという感じがいたします。意見というところでございます。

それでは、会長からも言われておりますけれども、女性の参画という点で、復興の施策において女性の参画ということを出してやっている施策は県のほうに何かございますですか。提案として、この復興計画に盛るつもりで意見を委員の方々から出してありますが、それを受けて、具体的に女性をどういうふうに参加させてやっていくかというところをできれば探し出して入れ込む。例えば、生活周りのところが結構多いと思います。あるいは仮設のところとか。ですから、そういうところの表現をちょっと工夫されたらどうかと思うのですけれども、そんな感じがします。これだということが出てこないですので、委員の皆様、特に何かございますでしょうか。

もし、なければ、情報発信のところで、先ほど田中委員からも除染の状況をわかりやすくしていく、あるいは今日、県のほうからも、「ふくしま復興のあゆみ」という、これをわかりやすく絵にして出して、非常に重要なこの「ふくしま復興のあゆみ」の中で、そうかというところも非常に多いと思います。例えば4ページの被災者の生活再建のところ、今日の議論にもありましたが、これだけの人が流出していて、これをどう戻すのか、戻れるのか、それともパイを小さくして県全体をこれからやっていくのかとか、いろいろなものがこれから導き出されるような感じがしますけれども。

復興・総合計画課長

1つ質問なのですけれども、これはホームページにアップしているだけでございますか。これの使い方ですけれども、発信の仕方を。

こういう復興の状況を、まず前提で説明をしたりするときに使う資料ということでありまして、あとは、今、代行が言われたようにホームページにもアップはしております。いろいろなところから、福島復興はどういうふうになっているのだということをお聞かせしております。今までは復興計画をつくってこういうふうにしていくのですよというようなことをそういう場では説明していたわけなのですけれども、復興計画もさることながら、その経過、今の福島の現状はどういうふうになっているのかという質問が多いものですから、そういうときにこれを出してというか、こういう状況ですということで説明をするためにも、これを使っていきたいというふうに思っております。

これはスタンダードというか、これを基礎にして、いろいろな部局でそれぞれの専門のところの説明するときには、これにそれぞれの各部で持っている情報をもっと詳しくこれにつけ加えて説明をするということで、これはあくまで基本というか、スタンダードのものということで整理をしているということでもありますので、ものによってはこれしか情報がないのかという話もあるかと思うのですけれども、ある程度網羅的に、しかもコンパクトにまとめた資料というようなことをご理解をいただければと思います。

田中委員

この「ふくしま復興のあゆみ」、大変わかりやすいかと思うのですが、見方によれば、1年8カ月たったのに、まだ除染がこれだけしか進んでいないのではないかというふうに逆のこともあるかもしれません。だから、今後どういうふうにしていくか、除染がどういうふうか、今後の見通しみたいなものをしっかり書いてあげないと、なかなかということがあるのではないかと思います。

後でまた議論があるかもわからないのですけれども、Bのほうの話でもよろしいですか。「除染の加速」ということをここに書いていただいて、非常に重要なことだと思いますが、言葉では、この後になるのですけれども、やはりこの辺を具体的にどうしていくのかというふうなことをできたら書き込めたらいいのかなと思います。逆にいったら、どうして除染が遅れているのかというのは、多分、県の担当の方々も具体的な遅れの理由がわかっていると思うのです。それを解決していくことがないとまた進まないと思います。また、除染といっても、先ほどJAの方からありましたけれども、農地をどうするか結構難しく、飯舘村などは来年どういった、農地をやるとかといっているのですけれども、具体的な検討がなかなか農水省等から言われていない中で、口だけで言ってもあまり意味がなくて、具体的にどうするかということをお県のほうから関係する省庁に怒ってやるべきかなと思います。

また、食品検査の話も、実は昨日、私はJAそうまのほうで、JAそうま祭りが何かあって行ってきたのですけれども、米の全袋検査をお県のほうでやられているのですが、同時に国のほうの検査もないと出せないとか、そこでまた時間の遅れがあるとか、いろいろ具体的に前に進めようとしていても、国の対応が悪いのか、何かやはり問題点があるわけですから、そこは解決していきながらそうい

うことを示して行って、除染あるいはまたふるさとに帰るようなことの見通しをもっと見えるようなことが大事かなと思います。

以上です。

今のご意見に県のほうで何かご意見はございますか。

除染対策課でございます。

除染の見通し、あるいは進んでいない原因等について把握しているのだろうということでございまして、当然そこは把握しているところでございます。

あと、もう一つ、今のお話の中で、「復興のあゆみ」の中に書き込むというところにつきましては、現状こういうふうに進んでいますというところをコンパクトにまとめた資料ということですので、除染に関しての情報だけで書き込むというか発信するということは当然やっていかなければならないということで、先ほどお答えしたように、いろいろな媒体とか、除染情報プラザ、あるいは県外での移動展示などもやっております、そういった機会を通じて長期的にやってまいりたいということです。

あと、こちらの「あゆみ」の記載につきましては、この限られたスペースの中で、全体的バランス等を見ながら必要な情報をよりコンパクトにまとめて入れていくということになるかと思っておりますので、ご指摘を踏まえましてまた書き方、必要な情報を、今書いてある情報を落としてそちらを載せるのかといったところも含めて検討させていただければと思っております。

今日の議論の中でも、これまでと同様に、やはり除染がどうなるかというのが一番関心事なのです。ですから、いろいろなものを情報発信するときに、田中先生がおっしゃるように、まずそういう見通し、あるいはコメントするときに、そういうものに配慮してやりませんと、せつかくやっていたものも評価されないということにつながる懸念があるので、そこをやはり出し方というか。ですから、うまくいっていないならうまくいっていない理由を伝えることも一つの方策かと思っております。国が遅いとか、あるいは技術的にこうだとか、あるいは、農地のほうが難しいとか、いろいろあると思っております。それは決定的なものではなくて、こういうことが言われているとか、むしろ、そういう除染というものをより具体的に発信しないとなかなか難しい年月になってきたのではないかとということで、今日の議論も、いろいろな情報発信の中でも、あるいは避難している方々に伝えるなどにしても、それが一番大事ではないかという感じが私もしておりますけれども。

そのほかに委員の方々、何かございますか。後半の部分をもう一度。

関連して、除染とともに、作物別に放射性物質を吸収するメカニズムというのがあるかと思っております。野菜等はほとんど出ないような状況にはなっているかと思っておりますが、残念ながら若干数字が出たり、一部規制値を超えるというのも出ているわけなのですが、それらに対して、試験ほ場というもの各地でやられていると、いくつかの大学なども協力して入っている。いずれ、そうした研究成果を統合して発表する機会というものはあるかと思っておりますが、米についても、昨年、中間報告ということで、1年だけではすべては解明できなかったということで、

議長
除染対策課主幹

議長

川上委員
(代理：遊佐様)

| | |
|------------------------------|---|
| <p>議長 農林水産部企画主 幹</p> | <p>今年度やられているかと思しますので、その辺の各試験研究機関を統合して、もちろん我々農業者にもしっかり伝えていただきたいわけですが、消費者等にも伝えるというような、そういう取組を、除染と併せてお願いできればありがたいというふうに思います。</p> <p>今の点、県の事務局のほうで何かございますか。</p> <p>農林水産部です。</p> <p>ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、試験研究機関等でいろいろこういった作物の放射性のメカニズム等についての研究を進めているところがございます。技術情報等というような形で情報発信もしているところですが、今、ご指摘の視点、生産者のみならず消費者も対象にした情報の出し方というものをきちんと検討し、それで実行していきたいなと思っております。ありがとうございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>そのほか、委員の方々からほかにご意見はございますでしょうか。1時からいろいろ議論してまいりました。時間も迫っているようでございますけれども、今日の意見を踏まえてこれから修正といいますか、取り入れるものを検討いただくことになると思うのですが、やっぱり皆さんから出ていますように、論点Cのところの把握、避難の方々の把握、きめ細かさ、それにかかわって住民票の所在の問題によっていろいろな問題があるということ、あるいはNPOの活用の仕方、あるいは女性の活用の仕方、そういうものを具体的に盛り込んでいくということ等々、それから、やっぱり何といても発信、あるいは避難者も含めてですけれども、除染というものをどういうふうに伝えるのか、非常に大きな事柄のような気がします。それから農業の問題です。いろいろ出てまいりました。それから、避難して仮設におられる方の年数が経ることによっていろいろな問題が出てくるということ、それから、除染によっては、損害賠償を含めてのお金が入ってきたときのタイミング、そういったものとか、さまざま今日のご意見が出てきたと思います。今日の意見を踏まえてまた検討いただきまして、次回ご報告いただきたいと思います。</p> |
| <p>樋口葉子委員</p> | <p>分けてということですが、一緒に議論をさせていただきました。全体、あるいはB、あるいはAまでということがございますが、一応時間がまいりましたので、これで議論のほうは最終にしたいと思います。よろしゅうございますか。</p> <p>避難している方のお住まいなのですが、特に県内の方です。今、私のほうで、もしやっというならいいのですが、仮設住宅があくまでも県がつくって、避難元の市町村というか、要請をした市町村の管理みたいな形になっていますよね。それを、今後5年間に延びるということで、例えば、要するに双葉町の仮設が白河市にあります。他町村の方がたまたま借上で入っていたけれども、何らかの事情や何かで双葉町の仮設が空いているということで、今、実は入られている方もいるようだというのをちょっと聞いたのですが、その辺のことが、今、弾力的に他町村というか、避難元の、お互い双葉町の仮設に富岡、大熊の人が入りたいなどという場合に、空いているのであれば入れるのかとか、</p> |

| | |
|-----------|--|
| 住宅建築課主幹 | <p>そういったことは今どういうふうになっているのでしょうか。できれば、そうでないのであれば、何かその辺をうまく県が間に入って各避難元の町村と連絡という調整をした上で入っていただければいいのかなというか、できたらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。</p> |
| | <p>土木部の住宅支援チームの村井と申します。</p> |
| | <p>今、委員から指摘がありましたことですが、既に、避難元市町村の入居者に空きがある場合には、その了解を得て他の市町村も入るといふような管理の仕方を既にやっております。ただし、双葉町に関しましては、現在、役場移転の話もありますので、まだほかのところを入れるのは待ってくれという話だったものですから、双葉町に関してはまだ出しておりませんが、ほかの市町村で既にそういった事例はございます。</p> |
| | <p>双葉町の場合は、白河、郡山等にもありますけれども、双葉町の意向で、まだほかのところは入れないでという話ですので、双葉町はそういった調整になっています。</p> |
| | <p>以上です。</p> |
| 企画調整部政策監 | <p>仮設住宅の入居期限なのですが、先ほど5年という話をいただいたのですが、現在のところ3年まで延長ということになっています。基本的には、恒久的な住宅対策をするために災害公営住宅を早期に建設するとか、そういう流れになっています。ただ、あくまでも、そういう年限を切ることによってお住まいに困るということがないように、その時点でまた期限の延長とかそういうことは国に求めていくという考えです。阪神の場合は5年とか延長になりましたけれども、基本は住宅をきちんと確保した上で、より快適な恒久的な住宅を早期に確保すると、そういう形で進めていくということでございます。</p> |
| 議 長 | <p>よろしゅうございますか。</p> |
| 樋口利行委員 | <p>県内帰還を加速するという取組で、「ふるさとで働く」というようなことで非常にいいことだと思いますけれども、私の住んでいる相双地域では若い人がいなくなっておりまして、老人の世帯が増えております。今後ますます高齢化が加速していきます。そうしますとやはり、県とか国とかが大きな企業をそういう相双地方につくっていただかないと、若い人がいません、いなくなります。福島、郡山、あるいは白河につくるというのもいいかもしれませんが、県土全体を考えた上においては、やはり相双地方にも、除染が進み次第になるのでしょうか、わかりませんが、やはり大きい会社ができる。そうすれば、そこで働く人が東京から来る、千葉から来るということで、また人口が増えてくれるのではないかなと思いますので、何度も言って申し訳ありませんけれども、相双地方にそういうものを誘致していただければありがたいと、それだけ伝えておきます。</p> |
| 議 長 | <p>よろしく願いいたします。</p> |
| | <p>それでは、時間がまいりましたので、今日の議事、「復興計画の見直しについて」はこれで終了したいと思います。</p> |
| | <p>「その他」でございますが、事務局のほうから。</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>それでは何点かお願いしたいと思います。</p> |

1つは、今日は大変貴重な意見をありがとうございました。限られた時間でありましたので、言い足りない点が恐らくあると思いますので、追加意見がもしありましたら、任意の様式で結構ですので、時間のない中大変恐縮でありますけれども、11月6日まで、今日は4日でありますので、明日あさってまでに事務局のほうにメールもしくはファクス等で送っていただければと思います。特に、今日の資料の6ページの「帰還しないことを選択した人に対する」ということは、私が記憶している範囲では意見をいただいていたかと思っておりますので、この辺についてももしあれば、ご意見をいただきたいなと思っております。

それから、今ほど会長代行のほうからありましたように、次は、今日の意見を踏まえまして我々のほうで見直しの案をつくりたいと思っております。それを皆様方に今度は見ていただいてご意見をいただくという機会がありますが、それについては11月26日、1時半から3時半の予定にしたいと思っておりますので、お忙しいところではあるかと思っておりますけれども、何とぞ日程調整のほどよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

以上です。

議 長

「帰還しないことを選択した人」のところ、田中さんから、県内避難者あるいは県内避難者と同じような情報を発信すると、ひょっとしたら戻ってくるかなということもないわけではないと思っておりますので、そういう情報発信をここにに入れてほしいと思います。

企画調整部長

帰還をしない選択をした人の中には、県外に住もうという人と、県内に住む人の両方があると思います。その両方を頭に入れていただければと思います。県外だけを想定しているわけではありませぬので、できれば私どもは県内に移っていただければと。

議 長

そうですね。

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がなければ、これで本日の審議を終了したいと思います。

鈴木会長と違って不手際があったかと思っておりますが、お許しいただきまして、どうもご協力いただきましてありがとうございます。

< 5 閉 会 >

司 会

石森会長代行、委員の皆様、本日は長時間に及ぶ審議、誠にありがとうございました。

これもちまして、第3回福島県復興計画評価・検討委員会を閉じさせていただきます。本当にありがとうございました。

(以 上)